

(案)
業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 揮発油税等軽減措置政策効果検証事業
- 2 履行期間 自 令和8年 月 日
至 令和9年3月31日
- 3 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金 金 円
原則、沖縄県財務規則第101条第1項に基づき徴収するものとし、契約保証金の率は、契約金額の100分の10とする。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかに該当すると認められる場合には、免除とする。

上記の委託業務について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

印

乙

印

(総則)

- 第1条 甲及び乙は頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙「揮発油税等軽減措置政策効果検証事業」に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(委託料の経費の内訳および実施計画書)

- 第2条 委託料の経費の内訳は別表「経費区分表」のとおりとする。
- 2 乙は、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より10日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- (1) 事業内容
 - (2) 事業の実施方法
 - (3) 事業の担当者
 - (4) 事業の工程
- 3 甲は、必要があると認めるときは、前項の計画書を受領した日から20日以内に、乙に対してその修正を指示することができる。
- 4 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託事業を実施しなければならない。
- 5 乙は、実施計画書に関し、経費区分ごとに配分された額を変更しようとするときは、あらかじめ甲に様式1号により申し入れ、その承認を受けなければならない。ただし、各配分額の2割以内の流用増減であって、あらかじめ甲に報告したものを除く。
- 6 甲は、前項の承認をする場合は、条件を付することができる。

(委託事業の内容等の変更)

- 第3条 甲は、この契約締結後において、やむを得ない事情が生じた場合には、委託事業の全部又は一部を変更することができる。
- 2 前項の変更により、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(受託事業の中止又は変更)

- 第4条 乙は、天災その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたとき、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により、委託事業の中止又は一部変更を行ったときは、第13条の規定に準じて精算するものとする。

(遂行状況の報告等)

- 第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託事業の遂行状況について報告を求め、又は実地及び書面による検査を実施し、必要な指示をするものとする。

(検査及び引渡し)

第6条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対して仕様書に基づく報告書及びその他の成果（以下「成果物」という。）を提出し、その検査、確認を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 第1項及び第2項の規定による検査又は再検査に合格したときをもって、引渡しが完了したものとする。

(委託料の額の確定)

第7条 甲は、前条の検査終了後、事業に要した経費と契約金額のいずれか低い方を確定額とし、乙に通知するものとする。

2 前項により検査した経費が、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料に含めないものとする。

(1) 乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費

(2) 前条の規定による調査等若しくは第5条の規定による報告等の要求に乙が応じず検査の実施が不可能又は証明が著しく困難な経費

(3) 前項の規定による検査の実施中に乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できなかった経費

3 委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。

4 甲は、前項の委託料の額を確定した場合において、既にその額を超える委託料を支払っている場合には、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

5 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年2.5%の延滞金を徴するものとする。

(委託料の支払)

第8条 委託料の支払いは、原則、精算払いとし、様式3号を用いて請求する。ただし、乙は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限として、業務委託料の概算払いについて様式4号を用いて甲に請求することができるものとする。

(1) 本契約締結後、委託業務着手時に業務委託料の10分の3に相当する額

(2) 委託事業の進捗度合いに応じて業務委託料の10分の8に相当する額

2 甲は、前項ただし書きの規定による請求があったときは、乙から適法な支払請求書を受理した日から、30日以内の日（ただし、当該期日の末日が銀行等の休日に当たるときは、その前日を末日とする。）までの期間に支払を行わなければならない。

3 乙は、確定額を通知する甲からの書面を受理後、甲に支払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から、30日以内の日（当該期日の末日が銀行等の休日に当たるときは、その前日を末日とする。）までの期間に支払を行わなければならない。

4 甲は、乙が所定の事業を実施していないと認めた場合、又は事業の目的外に経費を使用していると認めた場合には、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を命じることができる。

5 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利 2.5%の延滞金を徴収できるものとする。

(履行期限の延長)

第9条 乙は、この契約締結後の事情の変化により、履行期間内に委託業務を完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、必要な指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の責めにより、履行期間内に委託業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年 2.5%の割合の違約金を徴することができるものとする。

(成果物の帰属)

第10条 この契約の履行による成果物は、甲に帰属するものとする。

(甲による契約の解除及び違約金)

第11条 甲は、乙が次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部若しくは一部を解除又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認められたとき
 - (2) 法令、条例及びこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (3) この契約の履行について、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき
 - (4) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき
 - (5) 偽りその他不正の手段によって委託費の請求又は交付を受けたとき
 - (6) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了する見込みがないと甲が認めたとき
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、前2項の規定による契約解除の場合には、違約金として契約保証金を取得できる。ただし、沖縄県財務規則第101第2項の規定に基づき、契約保証金が免除されている。

る場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として乙に請求するものとする。

- 4 甲は第 1 項又は第 2 項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 12 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条 2 項に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 13 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を乙に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な今協力をを行うものとする。

(解除による委託料の処理)

第 14 条 甲が第 11 条及び第 12 条の定めにより契約を解除した場合の委託料の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 委託料が既に支払われているときは、乙は支払われた委託料のうち、甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除きこれを甲に返還する。
- (2) 委託料が支払われていないときは、甲は委託業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(解除後の実績報告書の提出について)

第 15 条 甲が、第 10 条及び第 11 条の規定により、この契約を解除した場合、乙は、解除後 15 日以内に第 6 条に定める実績報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 第 7 条の規定は、契約解除した場合の委託料の確定について準用する。

(再委託)

第 16 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、予め再委託承認申請書（様式第5号）を甲に提出するとともに、事前に甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は損害賠償を負わないものとする。

（危険負担）

第17条 委託事業の実施に応じて生じた損害（第三者への損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

（秘密の保持）

第18条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負う。委託期間終了後も同様とする。

- 2 乙は、この委託業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

（著作権及び著作者人格権）

第19条 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。

- 2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来から有している著作物（以下「既存著作物」という）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- 3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

（著作権の使用）

第20条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第 21 条 乙は、委託業務に要する経費に関し専用の帳簿を備え、委託業務に要した経費について支出額を明確に記載し、仕様書及び業務に関する指示（以下「仕様書」等）に従い、その支出内容を証明又は説明する帳簿や証憑類（以下「証憑書類」という。）を整理し保管しなければならない。

2 乙は、前項に掲げる専用の帳簿及び証憑書類について、委託期間が終了する日の属する年度の終了日の翌日から起算して 5 年間保存し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

3 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に係る経費について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合について同様とする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は、第 6 条の実績報告書等の成果物の提出を受けたときから 2 年以内に限り、乙の契約不適合について、本件成果物の補修を求めることができる。

2 甲は乙に対し、前項の契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。

(費用の負担)

第 23 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(事務引継)

第 24 条 乙は、この契約が終了したとき、又は解約された場合、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないように適切かつ確実に、事務の引き継ぎをしなければならない。

(特記事項) ※共同企業体の場合

第 25 条 ○○○○会社及び□□□□会社は、別紙「揮発油税等軽減措置政策効果検証事業」共同企業体協定書により頭書の事業を共同連帯して請け負う。

2 甲は、本契約に基づく行為については、すべて代表者○○○○会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(疑義の協議)

第 26 条 この契約及び仕様書に定めのない事項、又はこの契約及び仕様書に関して疑義若しくは不測の事態が生じたときは、必要に応じて甲乙協議し、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 27 条 前条の規定による協議が整わない場合など。この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 28 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

別表

経費区分表

(単位：円)

	経費区分	金額
1	人件費	円
2	事業費	円
3	再委託費	円
4	一般管理費 (1 + 2) × 10/100 以内	円
5	小計 (1 ~ 4 計)	円
6	消費税 (5 × 10%)	円
7	委託料総計 (5 + 6)	円

※ 上記1から3までの経費区分毎に2割を超えて経費の変更をする場合は、契約書第2条第5項に基づき、甲の承認を受けるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報

を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。